平成２３年（フ）第３７２７号
東京都豊島区西池袋４丁目15―１―202
破産者　宮本　真帆（旧姓小畑）
1　決定年月日　平成23年５月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第３７３２号
東京都大田区大森北３丁目32―12
破産者　瀧尾　博之
1　決定年月日　平成23年５月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第３７６５号
埼玉県川口市芝中田１丁目23―10―103
破産者　菅野　克幸
1　決定年月日　平成23年５月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第３７８９号
東京都豊島区南大塚１丁目60―８―101
破産者　田村　順策
1　決定年月日　平成23年５月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第３８０８号
東京都板橋区小豆沢４丁目23―24―101、開始決定時の住所東京都板橋区三園１丁目20―７―207
破産者　高橋　伸之
1　決定年月日　平成23年５月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第３８９３号
東京都墨田区太平３丁目15―４―103
破産者　工藤　幹男
1　決定年月日　平成23年５月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第３８９４号
東京都葛飾区細田５丁目10―１―101
破産者　内田　　昇
1　決定年月日　平成23年５月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第３８９５号
東京都葛飾区細田５丁目10―１―101
破産者　狩野プロエンヅト・内田ユリこと　ケッタム　プルソジト
1　決定年月日　平成23年５月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第６０２号
静岡県三島市南本町13番41号　石井ビル４階
破産者　株式会社ヒット総合研究所
1　決定年月日　平成23年５月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２２年（フ）第１４７１号
埼玉県朝霞市膝折町１丁目６番56号
破産者　株式会社デリカテッセンときわ堂
1　決定年月日　平成23年５月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第２４３号
東京都中央区築地６丁目25番４号
破産者　有限会社ふぐ若狭
1　決定年月日　平成23年５月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第７０６６号
東京都港区北青山２丁目７番11号
破産者　ＮＥＯ・ＬＩＭＩＴＥＤ株式会社
1　決定年月日　平成23年５月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第７０６７号
千葉県船橋市高根台７丁目33―１―801
破産者　徳田　廉二
1　決定年月日　平成23年５月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１６５９１号
東京都北区西ケ原３丁目40番２号
破産者　株式会社エル・トップ
1　決定年月日　平成23年５月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２００４１号
東京都世田谷区岡本１丁目31―５―201
破産者　西川　秀史
1　決定年月日　平成23年５月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１４号
滋賀県近江八幡市船木町1441番地の21
破産者　株式会社旭セラミック
1　決定年月日　平成23年５月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大津地方裁判所彦根支部

平成２２年（フ）第９３号
滋賀県長浜市西浅井町塩津中389
破産者　株式会社モールキット
1　決定年月日　平成23年５月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大津地方裁判所長浜支部破産係

平成２１年（フ）第１００４号
大阪市中央区北久宝寺町１丁目２番１号
破産者　株式会社ドリーム・ワン
1　決定年月日　平成23年５月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第６６８号
大阪市天王寺区大道５丁目７番４号
破産者　株式会社能研
1　決定年月日　平成23年５月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１２６１号
兵庫県芦屋市西蔵町10番18―301号、商業登記簿上の本店所在地大阪市淀川区塚本２丁目12番10号―１
破産者　有限会社宏侑禧
1　決定年月日　平成23年５月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第２４９２号
大阪市中央区南本町２丁目１番８号
破産者　株式会社ドンク
1　決定年月日　平成23年５月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第６０９９号
大阪市中央区南久宝寺町２丁目１番２号
破産者　株式会社ホーム・ズー
1　決定年月日　平成23年５月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部